

権限移譲の推進に関するガイドラインの概要

1 策定の趣旨

地方分権改革、地域主権改革などが進展し、地方行政を取り巻く環境が大きく変化する中、それぞれの地域の実情に応じた施策を効果的に進めるために、地域のことは地域に住む住民や行政が責任を持って決める（自己決定・自己責任）ことが求められています。

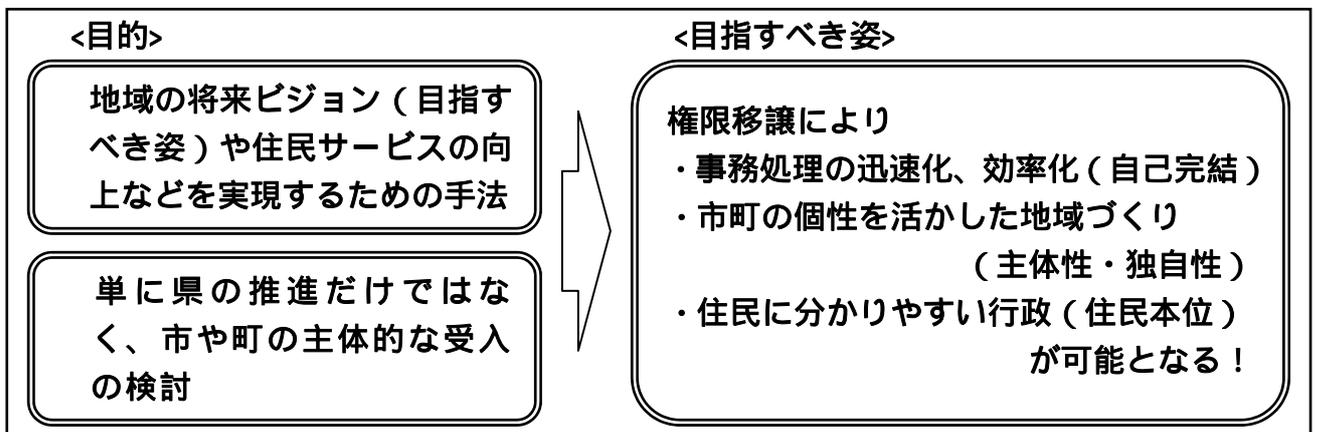
市や町において、各々の地域の特色や住民ニーズ、将来のまちづくりの方向性などに応じて、住民サービスの向上や地域課題の解決を図るために、その一助となる手段（ツール）として権限移譲を利用できるよう策定しました。

2 権限移譲の基本的な考え方

（1）目指すべき基礎自治体の姿へ向けて

市や町の皆さんが、地域の将来ビジョン（目指すべき姿）や住民サービスの向上などを実現するための手段となるよう推進

（2）権限移譲の考え方



3 ガイドラインの見直し及び移譲実績の公表

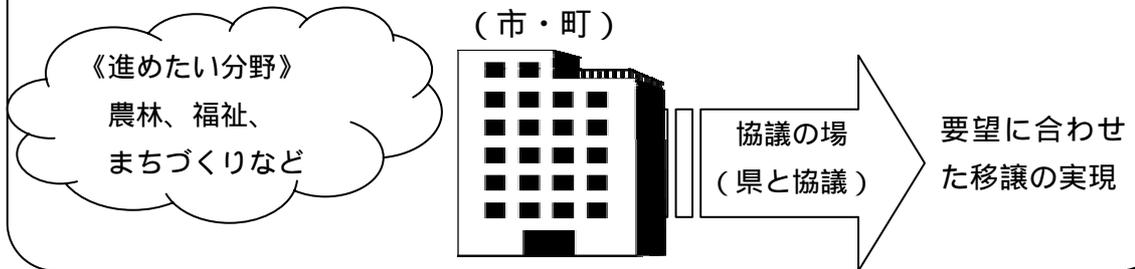
- 移譲の進め方や移譲対象事務などについては、市や町の意見を伺いながら、必要な改正を実施
- 移譲実績については毎年度公表

4 進め方と移譲対象事務

1. 移譲の進め方

A【自由提案方式】

県の全ての事務を対象とし、市や町の要望に合わせた移譲の実現を目指す



B【推奨項目方式】

市や町で積極的な検討が行えるよう、県が推奨項目を提示して働きかけ

2. 移譲対象事務

(1) 自由提案方式

- ・知事の権限に属する全ての事務を対象とし、市町の現状・実情に合わせた移譲の提案や相談を受け、市町と県がその実現に向けて一緒に協議し移譲を目指す

(2) 推奨項目方式

- ・県において積極的に推奨する項目を厳選し、メニュー化した一覧表を、市町に提示（項目については、必要に応じて見直し）

5 市町への移譲支援策

(1) 財源措置

- ・地方交付税措置等が行われるものを除き、これまでと同様に「長崎県市町村権限移譲等交付金」制度により、所要の財源措置

(2) 人的支援措置

- ・専門的知識・技術を有する職員を配置する必要がある場合は、市町の要望の内容を踏まえ、県職員の派遣や市町からの実務研修職員・派遣職員の受け入れを実施

(3) その他支援措置

- ・県担当課による事務説明会の開催や市町職員の研修
- ・事務処理の方法、留意点などを内容とする事務処理要領の提供

(4) 移譲後の支援等

- ・県全体としての行政サービスを確保するため、法令改正や事務処理に関する情報提供等を行うほか、必要に応じ研修会の開催や実務実施上の助言などの支援を実施